

平成27年版土木工事標準積算基準書等の適用年期日について

「土木工事標準積算基準書 平成27年10月1日以降」及びその他の積算基準については、下記のとおり適用年期日を平成27年11月1日とする。

なお、設計単価についてはこの限りではない。

記

1 適用基準書

土木工事標準積算基準書(I、II、IV)

下水道用設計標準歩掛表

設計業務等標準積算基準書

漁港漁場関係工事積算基準

治山林道必携

土地改良工事積算基準

2 適用年月日

平成27年11月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

3 当初契約時における請負代金額の変更について

平成27年10月1日から平成27年10月31日までに公告又は指名通知を行う工事等については、現行の積算基準書(土木工事標準積算基準書 平成26年10月1日以降)により設計積算することとし、契約締結後に「土木工事標準積算基準書 平成27年10月以降」による請負代金額の変更は行わないものとする。